

知財法務の勘所Q&A（第41回）

ASEAN特許実務アップデート

～シンガポール・タイにおけるソフトウェア関連発明を中心に～



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士 森山 正浩

Q1 シンガポールにおける特許出願の審査の流れはどのようになっていますか？

A1 シンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore）による特許審査は、①従来技術調査及び実体審査がIPOSによってなされる「現地ルート」、②従来技術調査は対応外国出願又は対応国際出願の調査結果を流用し、実体審査のみがIPOSによってなされる「混合ルート」、の2種類の審査ルートが存在します。なお、2017年改正特許法により、2020年1月1日以降の特許出願に対しては、対応外国出願又は対応国際出願の調査結果と肯定的審査結果を利用する（IPOSでは調査も実体審査もしない）補充審査ルートは廃止されました。以下は、上記①及び②の審査ルートと各請求期限との関係を表す図になります（参考までに、補充審査ルートも付記されています）。

